



地方分権改革 って何？

地方分権改革とは、国から地方(都道府県・市町村)へ、都道府県から市町村へ、権限と財源を移し、地域のことは地域で決定できる仕組みに変えることです。

なぜ、

地方分権改革が必要ななの？

「川崎のことは川崎市民が決める。」

このことを実現するためです！

国が決められている全国一律のルールが川崎市の実情に合わない場合には、川崎市民の皆様のニーズに応えられるよう見直しを進めていく必要があります。

進めよう。

地方分権改革

真の分権型社会を目指して

これまでの「地方分権改革」で、どのような成果があるの？

事例1

これまで

●都市計画の決定には、国や県に同意を得る必要があり、協議に多くの時間を要したり、市が再開発等の方針を策定したくても権限がありませんでした。

地方分権改革

まちづくりに関する
ほぼ全ての権限が
市に移ったことで…

●川崎市の実情に合った総合的なまちづくりをこれまでよりも市が主体的に行うことができました。



事例2

これまで

●道路の構造の基準は、全国一律に定められていて、バリアフリーの観点から課題がありました。

地方分権改革

市が独自の基準を
設けることが可能
になり…

●横断歩道と歩道の段差を少なくし、車いすを利用する方などが円滑に移動できるようになりました。

●歩道に排水溝の蓋を設ける際は、「つえ」などが落ちない構造にしています。



事例3

これまで

●NPO法人設立の相談などは、神奈川県窓口を案内していました。

地方分権改革

NPO法人の設立
認証などの権限が
市に移ったことで…

●市がNPO法人設立から運営までを含めた総合的な支援を行うことが可能になりました。



事例4

これまで

●市立小中学校などの学級編制の基準や教職員の数を決める権限は神奈川県にあります。

地方分権改革

学級編制などの権限が
市に移る(*)ことで…
(*平成29年度を目途に権限が
移ります。)

●市が児童生徒や各学校の状況に応じた教職員の配置を行えるようになります。



「地方分権改革」の一定の成果はありますが、まだまだ不十分です。
さらに、「地方分権改革」が進むことで、
もっともっと**魅力ある川崎市**になることができます！

たとえば...

子ども・子育て支援を“一步先”へ

- 保育所と幼稚園の所管が市と県に分かれていて、設置認可や指導監督の権限も異なります。

地方分権改革

幼稚園に関する事務権限が市へ移ることで...

- 保育所や幼稚園、認定こども園などの子育て関連施設を市が所管することで、総合的かつ一体的な子育て支援策を実施することができるようになります。

すでに
始めています！

- 「認定こども園」に関する事務権限を、神奈川県から市へ移します。
- 全国初の試みとして横浜市と「待機児童対策に関する連携協定」を締結し、行政区域を越えて市境周辺の保育需要に応えるため、保育所等の共同整備や相互利用を進めていきます。



就業支援を“一步先”へ



- 就業支援は、国の機関であるハローワークや県・市にも窓口があり、市民の皆様には、どこが何を担っているか分かりにくい状況にあります。

地方分権改革

ハローワークの業務が市へ移管されれば...

- 市民の皆様は、身近な市役所や区役所等で、福祉・住居・生活などの必要な支援と合わせて、一体的・総合的に就業支援サービスを受けることができるようになります。

地域医療の充実を“一步先”へ

- 法律に基づき県が策定する医療計画において、一定の地域ごとに基準となる病床数が定められているため、必要に応じた病床数を決定することが困難です。

地方分権改革

国の規制緩和や、医療計画を策定する権限が移れば...

- 地域の実情を的確に捉えた病床の整備やきめ細やかな地域医療政策を総合的に行うことができるようになります。



川崎市は、国や県に対して、
事務権限の移譲などを求めるだけでなく、
市から、市民の皆様身近な区への分権も進めています。

たとえば...

待機児童解消に
向けて、保護者への相談・
サポート体制を強化する
ため、各区役所に待機
児童対策の担当を設置
しました。

市民生活に密着した
区役所が身近な課題に
区長の権限でスピーディー
に対応できるよう、
新たな予算を創設
しました。

地域における防災力
の向上に向け、区役所の
総合的な危機管理体制を
強化するため、各区役所
に危機管理担当を設置
しました。

これからも、「^{さいこう}最幸のまちかわさき」を目指し、
国や県に地方分権改革を働きかけていくとともに、
区への分権も推進していきます。

川崎市web地方分権改革

検索

平成27(2015)年3月発行



KAWASAKI CITY
川崎市

川崎市総合企画局自治推進部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-0386 FAX 044-200-3800

E-Mail 20ziti@city.kawasaki.jp